

# 後期高齢者医療保険料の軽減率が変わります

平成29年4月から、後期高齢者医療保険料の軽減率が以下のとおり見直されました。

## ①年収に応じた部分（所得割）について

基礎控除後の所得が58万円以下（収入が公的年金のみの場合は年額211万円以下）の方は、平成28年度までは5割軽減とされていましたが、平成29年度は2割軽減となります。

## ②定額部分（均等割）について

後期高齢者医療制度へ加入する前日まで、ご家族の社会保険（会社の健康保険や共済組合など）の被扶養者だった方は、平成28年度までは9割軽減とされていましたが、平成29年度は7割軽減となります（ただし、世帯の所得状況によって、9割または8.5割軽減となる場合もあります）。

今回の見直しは、全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要性から行われたものです。皆さまのご理解をお願いいたします。

なお、詳細につきましては、国保年金課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

問合せ：国保年金課 国保係 ☎44-1111（内線1251・1252・1257）  
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

# 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

## ○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

## ○支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給となります。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

## ○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

## ○請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。

※平成27年4月1日以降に上記支給対象者が亡くなった場合、相続人による請求および受給が可能です。

## ○請求窓口

- ▷健康センター 福祉課福祉総務係
- ▷尾上総合支所 市民生活課市民係
- ▷碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係
- ▷葛川支所

問合せ：福祉課 福祉総務係 ☎44-1111（内線1164）